

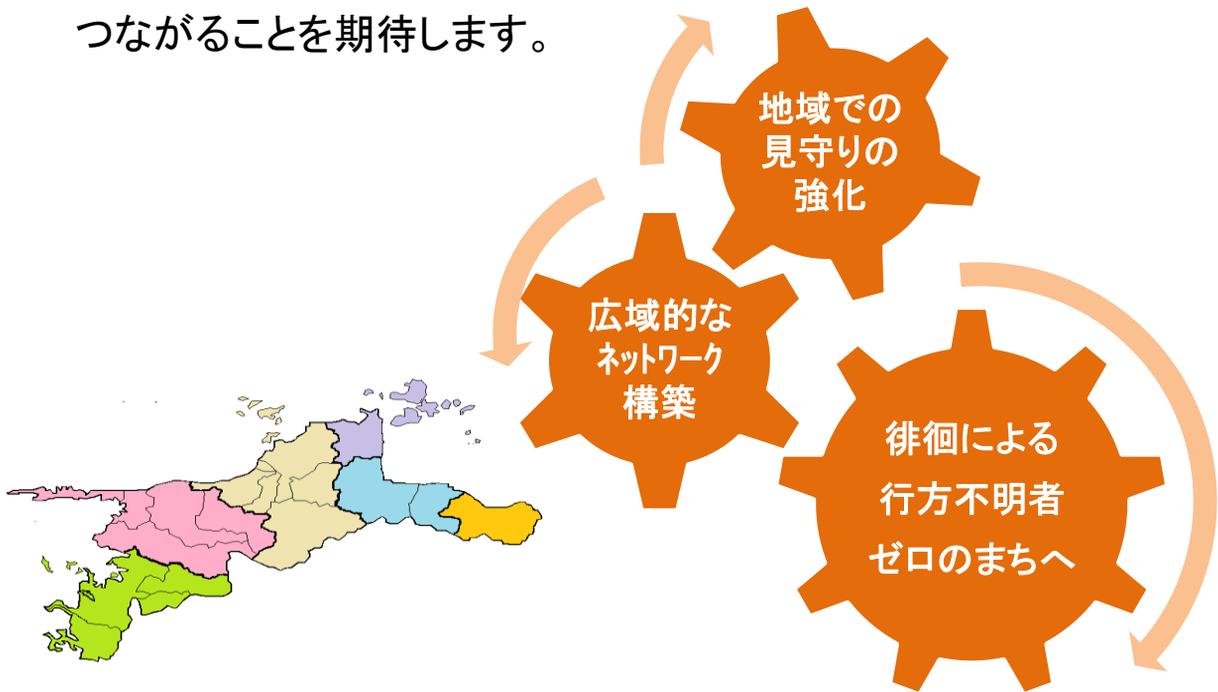
オレンジネットワーク ガイドライン

～高齢者の見守り、行方不明者の搜索等に関するガイドライン～



オレンジネットワークガイドラインの考え方

- 本ガイドラインは、愛媛県における高齢者の見守り、行方不明者の捜索等に関して、関係機関等における取り組みの一助となるようとりまとめたものです。
- 行方不明者の早期発見、身元不明者の早期身元判明のためには、地域における認知症への理解を求める地道な人づくりの取組と、行政、警察、関係機関等の連携体制(ネットワーク)の整備の両輪が必要です。
- 本ガイドラインの活用により、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが進み、「徘徊による行方不明者ゼロのまち」の実現につながることを期待します。



<オレンジネットワークガイドラインの内容>

- 1 認知症の人ができるだけ行方不明にならないために(予防)
 - 2 行方不明の認知症高齢者等が発生したとき
 - 3 身元不明の高齢者を保護したとき
 - 4 警察の対応の流れ
 - 5 個人情報の取扱いについて
 - 6 各市町の放送設備(防災行政無線等)について
-  オレンジホットライン(連絡窓口)



1 認知症の人ができるだけ行方不明にならないために(予防)

1

地域の見守り体制の充実



(1) 認知症サポーター養成講座の実施

- ・自治会、企業、学校等でサポーター養成講座を実施(事務局:各市町)
- ・認知症の正しい理解と知識の普及を行い、地域で支えていくという意識づけを地道に積み重ねる。

(2) 住民・民間事業者等(協力団体)との見守り体制の整備

- ・住民、民間事業者等(協力団体)の日常業務(生活)の範囲内で、日常と異なる不審な点に気づいた際に、市町へ情報を提供する。

【異変の例】

- ・新聞・郵便・宅配・牛乳などがたまっている
- ・洗濯物が干されたまま
- ・最近顔を見せない
- ・お金を払わず店内の物を食べる(持って帰る)
- ・窓、カーテン、雨戸が閉まったまま
- ・屋内の電灯がついたまま(消えたまま)
- ・話したことや約束したことを忘れる
- ・物がなくなると頻繁に言う 等

(3) 徘徊SOSネットワークの整備

(4) 徘徊模擬訓練の実施

- ・模擬訓練を通して、地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるような体制づくりを行う。
- ・徘徊SOSネットワーク、見守り体制が機能しているか点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2

早期に発見できる取組

(1) 見守りが必要な高齢者の実態把握

- ・認知症高齢者、独居高齢者、高齢者のみ世帯等について実態を把握し、徘徊等の可能性のある認知症高齢者の把握に努める。

(2) 事前登録の取組推進



(3) 速やかな所轄警察署への通報について周知

- ・行方不明と分かった時点で、家族に「迷わず!」「なるべく早く!」「地元の所轄警察署へ一報を入れる」ことを日頃から周知しておく。

(4) 防災行政無線(町内放送)等の活用

(5) 持ち物への氏名記入の啓発

(6) 歯科医師との連携

- ・義歯への氏名入れを普及させ、もしものに備える。

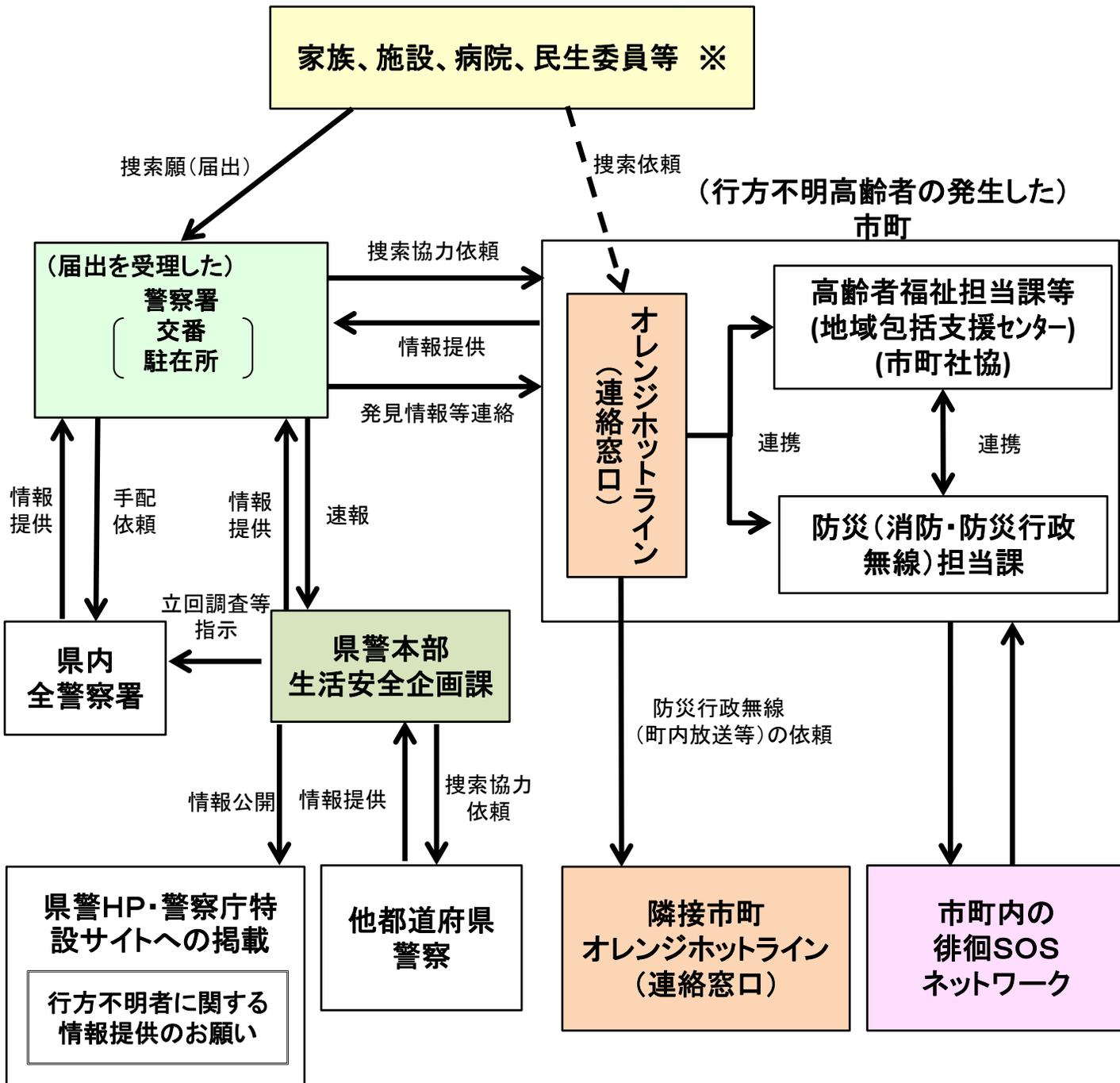
(7) 電波発信機を装着し、安全確保を図る取組の周知(実施している市町)

【ポイント】事前登録情報は、市町が県警本部へ送付することで、県警本部が一括して県下16署へ送付し、情報共有を図る

2. 行方不明の認知症高齢者等が発生したとき

step1 行方不明高齢者の発生

※独居等で近隣に親族がない場合は、行方不明高齢者の状況が分かる民生委員や近所の方でも届出可



【ポイント】

家族等からの搜索願(届出)は、原則警察に窓口を一本化することで、家族の負担を軽減する。

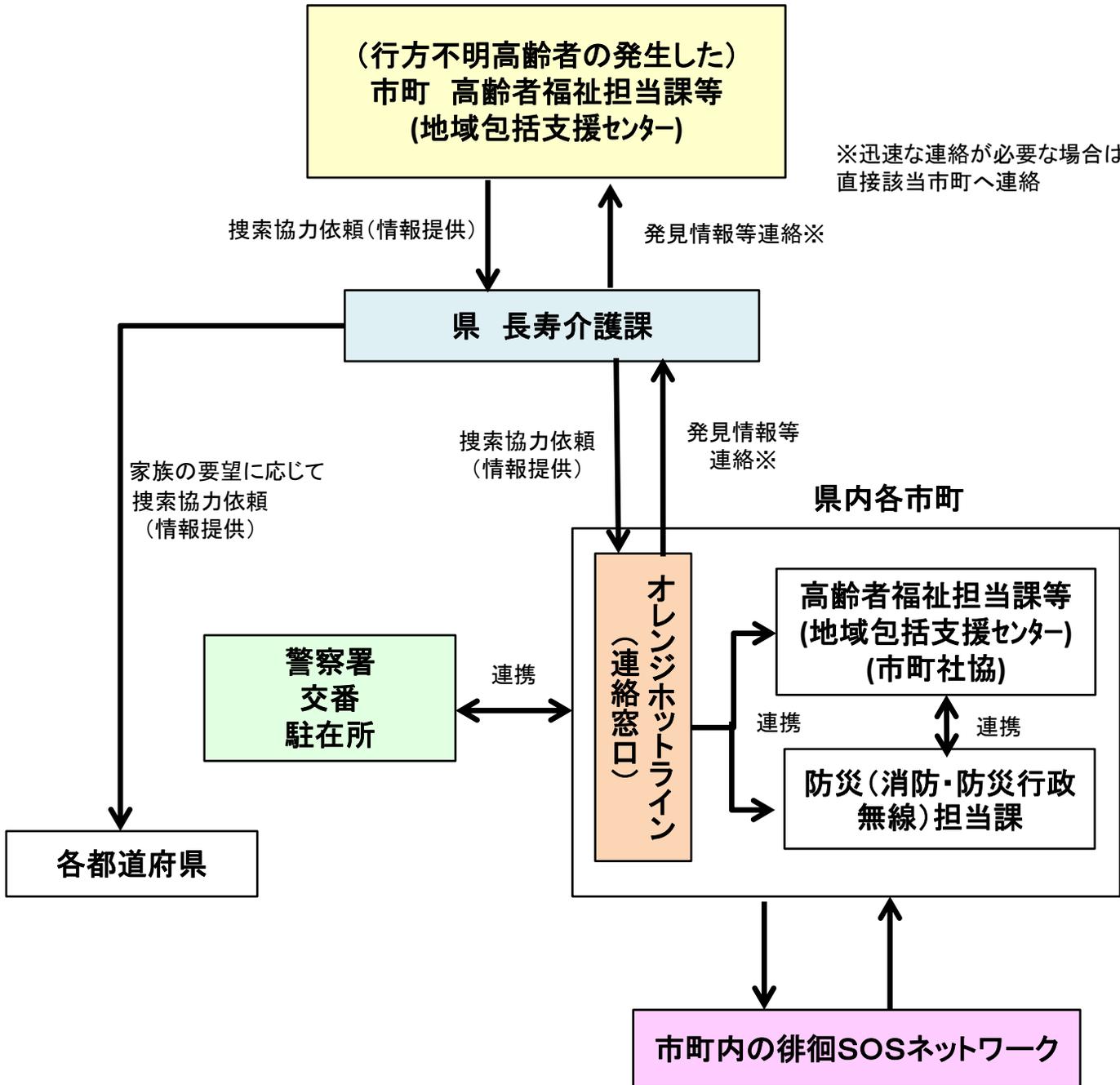
ただし、警察と行政が協議のうえ、家族等からそれぞれが連絡を受けるほうがよいと判断した場合は、それによる。

2. 行方不明の認知症高齢者等が発生したとき

step2

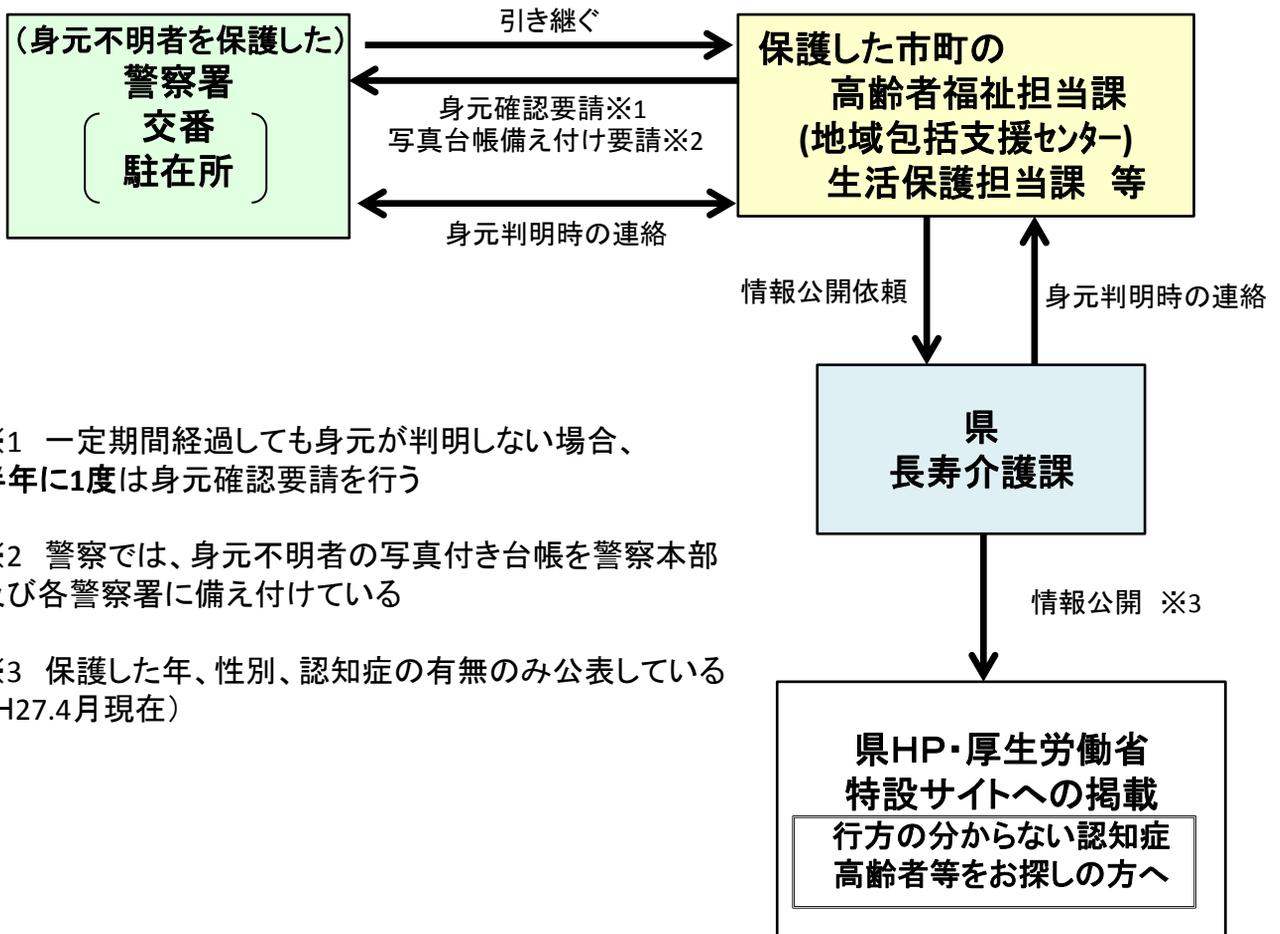
1日以上経過

搜索依頼を受けた市町は、
それぞれの市町内の流れに沿って対応



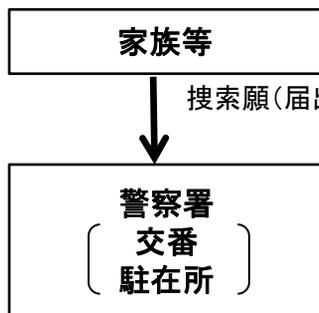
3. 身元不明の高齢者を保護したとき

step2 24時間経過しても身元が判明しない場合



4. 警察の対応の流れ

1 行方不明高齢者の発生時



- ・行方不明と分かった時点で、「迷わず!」「なるべく早く!」「地元の所轄警察署へ」一報を入れる
- 110番でもよいが、地元所轄警察署の方が手配が早い(110番通報は県警本部の通信指令課に入るため)

認知症又は認知症の疑いのある人については、自救能力がないもの、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、行方不明発見活動を迅速に実施します。

① 搜索活動の開始

警察は、通報が入ると正式な届け出を受理する前に、できる手配をし、すぐに搜索活動を開始する。

② 無線連絡

電話で受けた情報をすぐに、無線で管内の出動中パトカーや交番等へ手配をかける。

③ 県内全域で搜索

行動範囲が広い可能性がある場合は、県内全ての警察署に無線で一斉に情報を流し、県内全域で搜索を行う。

※ 「認知症又は認知症の疑いのある人」については、当直だけでなく、署内にいる署員全員で搜索体制を整える

④ 正式手配

①～③を行った後、所轄の警察署において、家族と直接面接し、詳しい状況を聞いて書類を作成、正式な手配を全国にする。

作成した書類をFAXにて、一斉に各署に手配する。

※ 写真がある場合は写真を付けて手配するため、徘徊の可能性がある場合は、最近の姿の写真を撮っておき、その写真を届出時に警察署に持参してください。

2 身元不明高齢者の保護時

① 身元確認

県内の全警察署へ照会をかける。必要であれば、全国の警察へ照会をかける。市町の地域包括支援センター等へ照会をかける。

② 24時間以内に身元が分からない場合

地元の自治体担当者へ引き継ぐ。(警察官職務執行法 第3条)

③ 写真台帳の備え付け

身元不明高齢者の保護者である地元の自治体の要請に基づき、身元不明者の台帳を警察本部及び各警察署に備え付ける。

5. 個人情報の取扱いについて

行方不明高齢者の情報提供について

<市町内の情報提供>

市町は、行方不明高齢者の早期発見のため、消防・防災行政無線等を管轄する部署、高齢者福祉担当部署（地域包括支援センター）等が連携し、必要な情報を共有する

特に、初期捜索活動に有効と思われる「防災行政無線（町内放送）等」の活用を積極的に行う。

<県内での情報提供>

県は、市町から県内他市町への行方不明高齢者の情報提供依頼を受けた場合は、速やかに県内市町へ情報提供依頼のメールを発信する。

<県外への情報提供>

県は、市町から全国都道府県への行方不明高齢者の情報提供依頼を受けた場合は、速やかに全国都道府県へ情報提供依頼のメールを発信する。

<愛媛県警の行う情報提供>

愛媛県警においては、家族や届出人等の意向があれば、行方不明高齢者の手配チラシを県内・県外の警察施設等に掲示し、公表している。（チラシは届出人が作成し、必要部数を警察へ持参。掲載期限は原則3か月）

認知症又は認知症の疑いのある行方不明高齢者については、家族等の了解を得て、県警ホームページ「行方不明者情報」に、写真や身体特徴等を掲載している。

警察庁ホームページ「行方不明者に関する情報提供のお願い」では、全国の情報を閲覧できる。

身元不明高齢者の情報提供について

<市町内の情報提供>

保護市町は、身元不明高齢者の早期身元判明のため、生活保護担当課（町においては、県長寿介護課から地方局地域福祉課へ照会）と連携して情報の収集に努める。

<県内での情報提供>

県は、保護市町から県内他市町への身元不明高齢者の身元照会依頼を受けた場合は、速やかに県内市町へ身元照会依頼のメールを発信する。

<県外への情報提供>

県は、保護市町から広く一般に情報を求めるため、本人情報の公開を依頼された場合、県ホームページ及び厚生労働省ホームページ「行方の分からない認知症高齢者等をお探しの方へ」へ情報を掲載する。

<愛媛県警の行う情報提供>

愛媛県警においては、身元不明高齢者の保護者である地元自治体の要請に基づき、身元不明者の写真付き台帳を警察本部及び県内全警察署に備え付けている。（県内の情報だけでなく、他県の情報も掲載。閲覧は、行方不明の届出をしている家族等に限定）

<身元判明時の情報提供>

保護市町は、保護していた身元不明者の身元が判明したときは、速やかに身元に関する情報を県及び管轄警察署に連絡する。

<情報の更新>

保護市町は、保護している身元不明者について、半年に1度、管轄警察署へ身元確認の要請を行う。

保護市町は、身元に関する新たな情報を確認したときは、県及び管轄警察署に連絡する。

5. 個人情報の取扱いについて

情報の共有について

<徘徊の可能性のある高齢者の事前登録情報の共有について>

徘徊の可能性のある高齢者の情報(氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、緊急時の連絡先、身体的特徴、写真等)について、登録時に本人又は家族の承諾を得たうえで、市町だけでなく、警察署等にも情報提供をしておき、登録者が徘徊し保護された際の迅速な身元確認につなげる。

もしもの時に公開する情報の内容、範囲について、登録時に本人又は家族の承諾を得ておくことが、スムーズな情報提供につながる。

事前登録情報の警察との共有を希望する市町は、事前登録情報を県警本部生活安全企画課へ送付することで、県内16警察署へ送付され、情報共有を図ることができる。

本人・家族の同意が得られていない場合

個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合は、原則として本人の同意を得ることが必要。

ただし、第三者提供の制限に関する除外規定として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に類する条例規定の解釈により、情報共有・情報公開をおこなっている自治体もある。
(判断理由を明確に記載した書面を残す 等)

<個人情報の保護に関する法律>

・本人の同意

個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合は、原則として本人の同意を得ることが必要(法第16条、第23条)

・本人の同意がなくても個人情報を提供できる場合

高齢者虐待防止法等、法令の定めがある場合 (法第23条1項第1号)

人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (法第23条1項第2号)

< 検索活動においてネットワーク内で共有している情報例 >

写真



顔、全身、側面、上半身、全身

【本人の身体的特徴や外見に関する情報】

- 氏名(通称、愛称、旧姓)
- 身長、体重、体型
- 身体的特徴
 - ・髪型、頭髪の色、ひげの有無
 - ・メガネの有無
 - ・顔の特徴(ほくろ、外傷)
- 歩行時の姿勢、歩き方
- 服装(色、形など格好の特徴)
- 杖の所持
- 普段持ち歩くもの
- 自転車/徒歩/車の使用の有無

【検索活動に有効と考えられる情報】

- 行方不明となった日時、場所
- 徘徊歴
- 最後に本人を確認した場所
- 過去によく保護された場所
- よく行く場所、立ち寄りそうな場所(病院、買い物する店等)
- 日頃よく利用する交通機関
- 昔住んでいた所、実家の場所
- 本人が以前行きたがっていた場所
- 旧住所など聞かれると答える地名
- 本人がいなくなる前に何か言っていなかったか。気になる行動はなかったか。
- 本人のいなくなるまでの行動

【行方不明発見時における対応(本人確認など)等に関する情報】

- 発見時の連絡先、発見の際の連絡方法
- 保護時に気を付けてほしいこと(水分補給の依頼等)
- 主病名、既往歴
- 愛称、呼び名、旧姓
- 本人の普段の特徴的なしぐさ
- よく言う言葉など、会話の特徴
- 元の職業

厚労省通知「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」
県認知症施策市町連携会議より

6. 各市町の放送設備(防災行政無線等)について

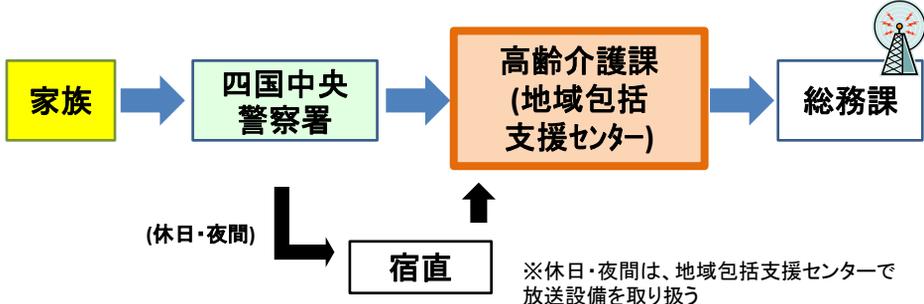
家族等から警察へ捜索願(届出)が出されたあと、各市町における行政の防災放送の活用や消防担当部署等への連絡体制等について、図式化したものです。

各市町ごとにまとめていますが、同一市町内においても、地域によって体制が異なる場合がありますので、実際の運用については各地域の流れに沿って、ご対応ください。

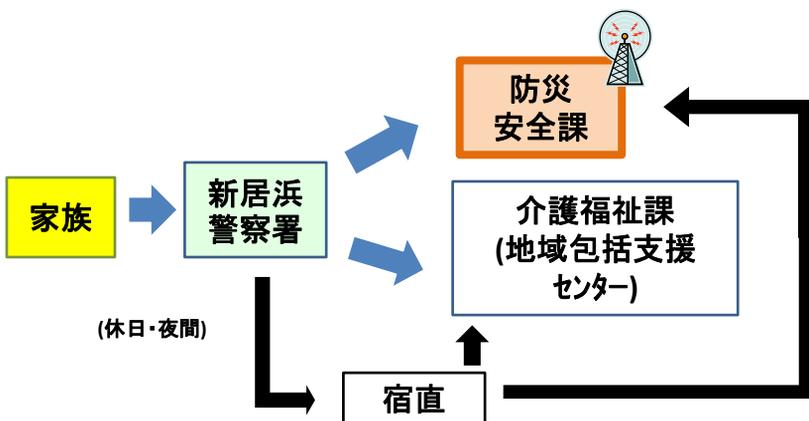
<東予>

 オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)  放送担当

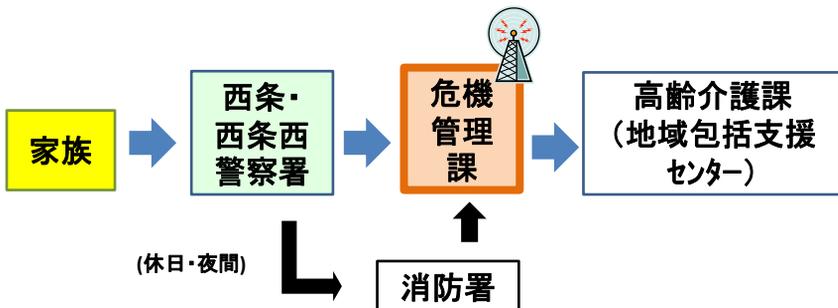
四国中央市	
防災行政無線	○
担当課	高齢介護課 (地域包括支援センター) 0896-28-6147
運用時間	朝8時～夜9時
広域放送	個別協議
その他	CATV放送。登録機関(者)へメール、FAX送信もあり



新居浜市	
防災行政無線	○
担当課	防災安全課 0897-65-1282
運用時間	朝7時～夜8時



西条市	
防災行政無線	○
町内放送	○
担当課	危機管理課 0897-52-1391
運用時間	朝7時～夜8時
広域放送	○



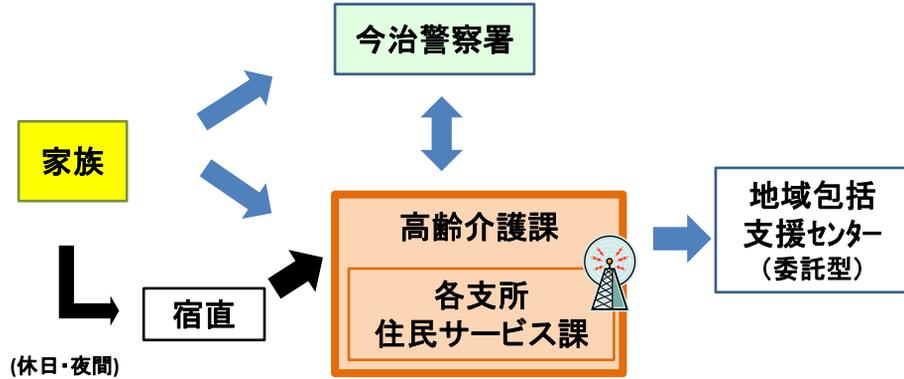
6. 各市町の放送設備(防災行政無線等)について

<東予>

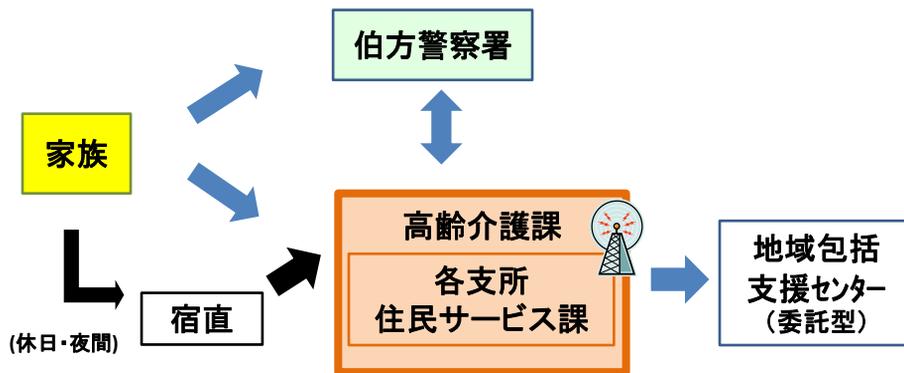
 オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)

 放送担当

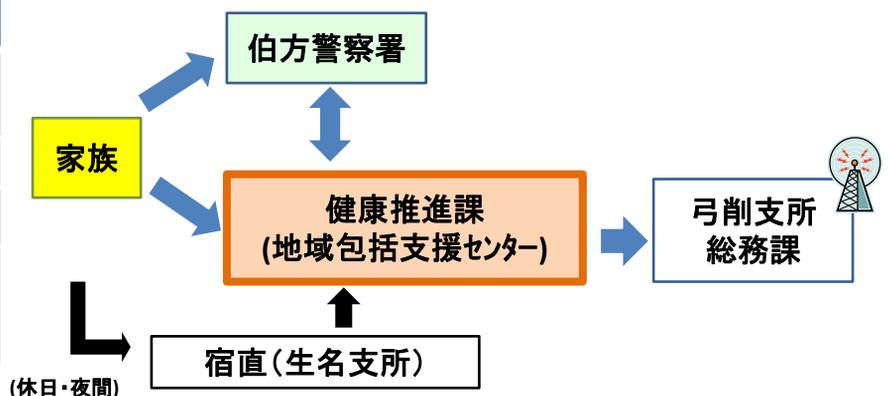
今治市(陸地部)	
防災行政無線等	△下記地域のみ
朝倉・大西・波方・菊間	
担当課	高齢介護課 各支所住民サービス課
広域放送	個別協議
その他	ラジオ放送。登録機 関へメール、FAX送 信もあり



今治市(島嶼部)	
防災行政無線	△下記地域のみ
吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前	
担当課	高齢介護課 各支所住民サービス課
広域放送	個別協議
その他	ラジオ放送。登録機 関へのメール、FAX 送信もあり



上島町	
防災行政無線	○
担当課	弓削支所総務課 0897-77-2500
その他	行政防災無線は 各家庭に流れる (一部地域)



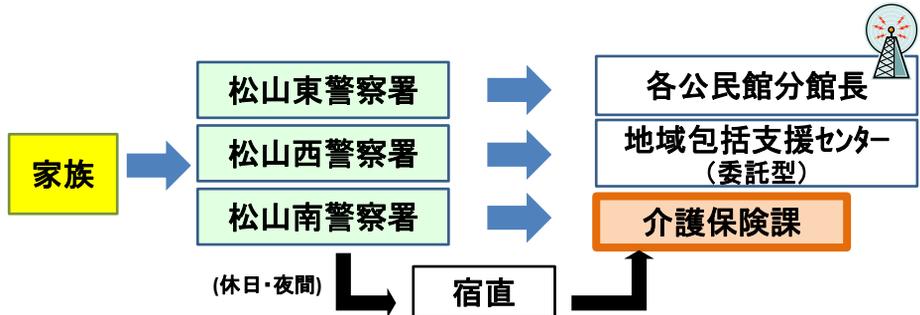
6. 各市町の放送設備(防災行政無線等)について

<中予>

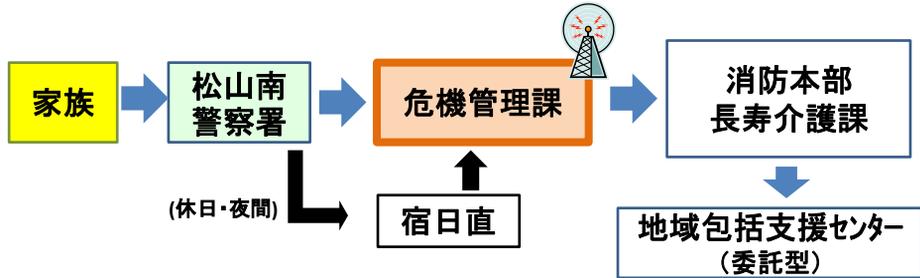
 オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



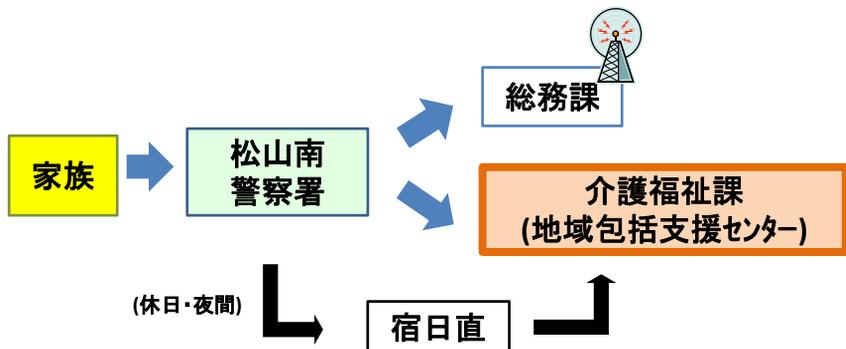
松山市	
防災行政無線	×
町内放送	○
担当	各公民館分館長
その他	登録機関(者)へメール、FAX送信もあり



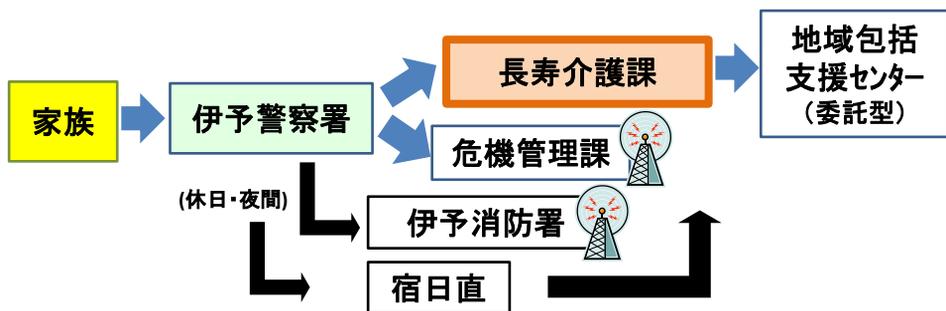
東温市	
防災行政無線	○
担当課	危機管理課 089-964-4483



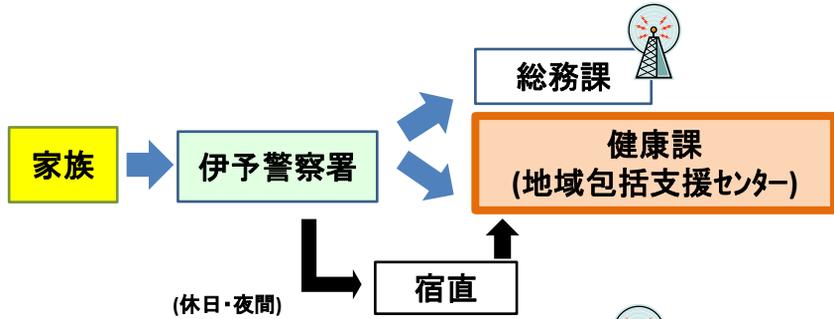
砥部町	
防災行政無線	○
担当課	総務課 089-962-6100



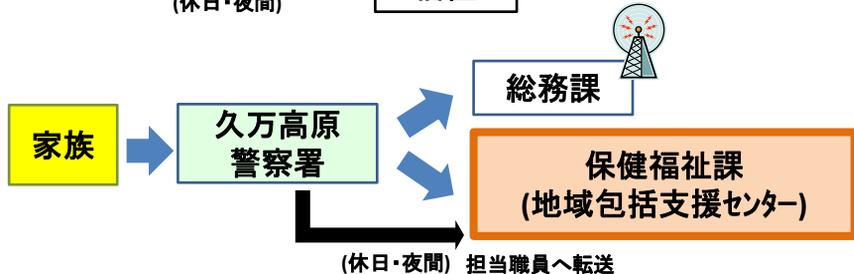
伊予市	
防災行政無線	○
担当課	(平日昼間) 危機管理課 089-982-1111 (休日・夜間) 伊予消防署 089-982-0119
その他	登録機関(者)へメール、FAX送信もあり



松前町	
防災行政無線	○
担当課	総務課 089-985-4103
運用時間	24時間
広域放送	×



久万高原町	
防災行政無線	○
担当課	総務課 0892-21-1111



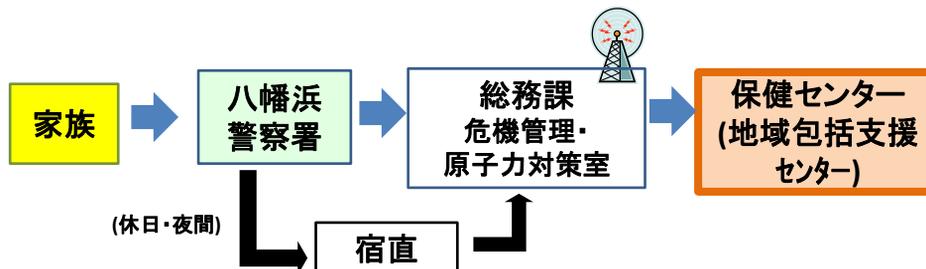
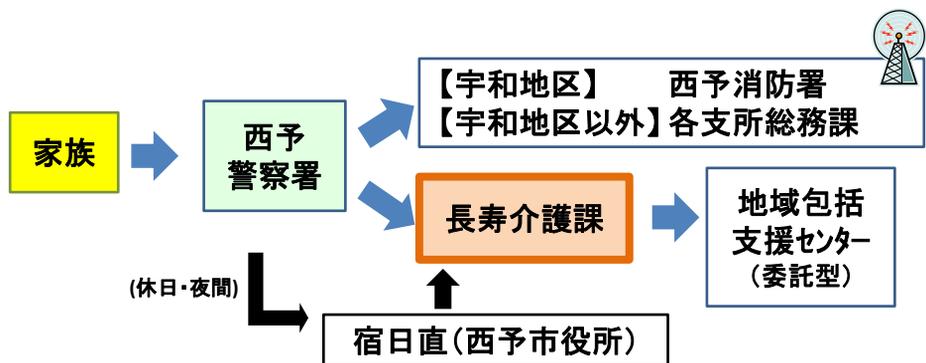
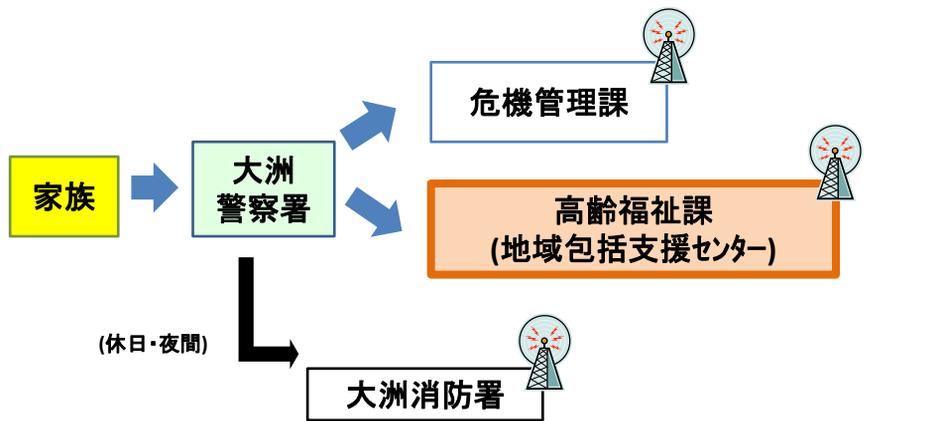
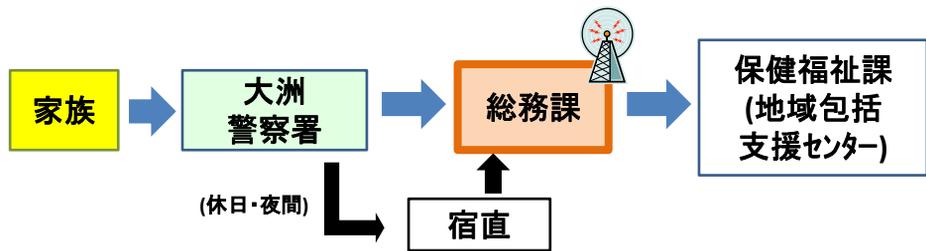
6. 各市町の放送設備(防災行政無線等)について

<南予>

 オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



内子町	
防災行政無線	○
担当課	総務課危機管理班 0893-44-6150
広域放送	○
大洲市	
防災行政無線	○
担当課	(平日昼間)危機管理課 0893-24-1742 (夜間休日)大洲消防署 0893-24-0119
運用時間	早朝・夜間×
広域放送	○
その他	身長・年齢・氏名は必ず放送
西予市	
防災行政無線	○
担当課	(宇和)西予消防署 0894-62-0119 (宇和以外)各支所総務課 (明浜支所) 0894-64-1280 (野村支所) 0894-72-1112 (城川支所) 0894-82-1113 (三瓶支所) 0894-33-1111
広域放送	○
八幡浜市	
防災行政無線	○
担当課	総務課危機管理・原子力対策室 0894-22-3111
運用時間	朝6時～夜9時
広域放送	○
その他	登録機関(者)へFAX送信もあり



6. 各市町の放送設備(行政防災無線等)について

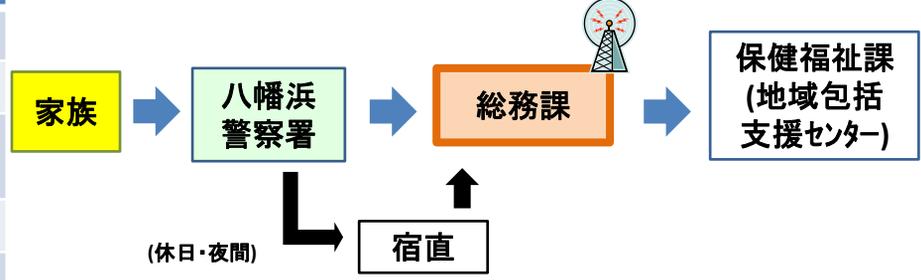
 オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)

 放送担当

<南予>

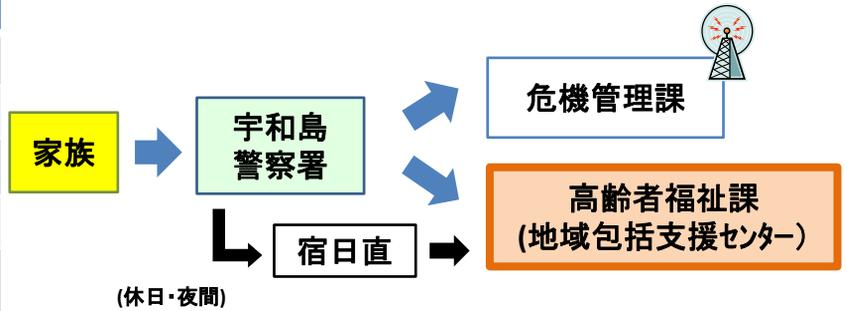
伊方町

防災行政無線	○
担当課	総務課 0894-38-0211(代表) 0894-38-2655(直通)
運用時間	個別協議
広域放送	×



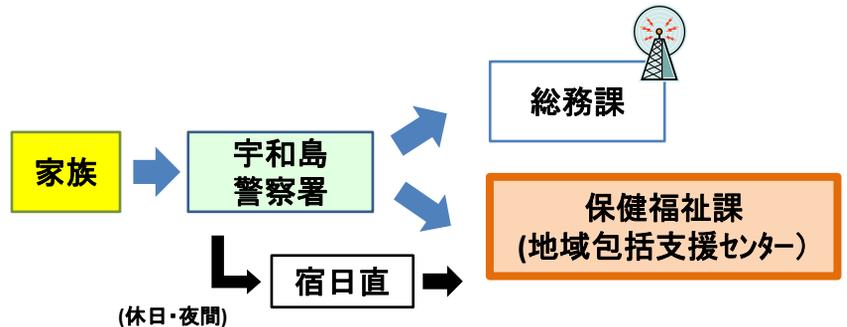
宇和島市

防災行政無線	○
担当課	危機管理課 0895-24-1111
広域放送	○
その他	防災ラジオ。登録機関(者)へメール、FAX送信もあり



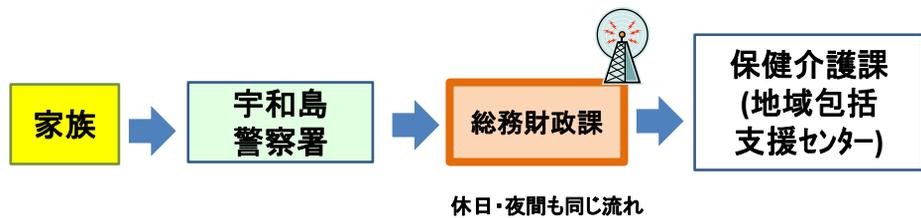
松野町

防災行政無線	○
担当課	総務課 0895-42-1111
その他	行政防災無線は各家庭に流れる



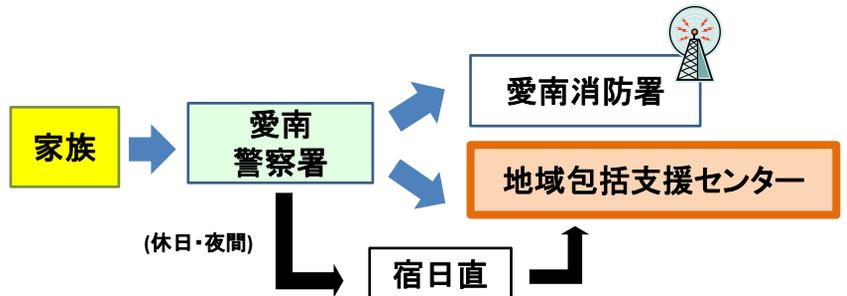
鬼北町

防災行政無線	○
担当課	総務財政課 0895-45-1111
その他	行政防災無線は各家庭に流れる



愛南町

防災行政無線	○
担当課	愛南消防署 0895-72-0119





オレンジホットライン(連絡窓口)



<東予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
四国中央市	高齢介護課 (地域包括支援センター)	0896-28-6147	四国中央	0896-24-0110
	(休日・夜間)	宿直		
新居浜市	防災安全課	0897-65-1282	新居浜	0897-35-0110
	(休日・夜間)	宿直		
西条市	危機管理課	0897-52-1391	西条	0897-56-0110
	(休日・夜間)	消防署	西条西	0898-64-0110
今治市 (旧市内)	高齢介護課 地域包括支援担当	0898-36-1528	今治	0898-34-0110
今治市 (旧郡部)	各支所 住民サービス課	朝倉 0898-56-2500		
		玉川 0898-55-2211		
		波方 0898-41-7111		
(休日・夜間)	宿直	0898-32-5200		
今治市 (島嶼部)	各支所 住民サービス課	吉海 0897-84-2111	伯方	0897-72-0110
		宮窪 0897-86-2500		
(休日・夜間)	宿直	伯方 0897-72-1500		
		上浦 0897-87-3000		
		大三島 0897-82-0500		
		関前 0897-88-2111		
上島町	健康推進課 (地域包括支援センター)	0897-76-2261		
	(休日・夜間)	宿直 (生名支所)	0897-76-3000	



<中予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
松山市	介護保険課	089-948-6949	松山東	089-943-0110
(休日・夜間)	宿直	089-948-6685	松山西	089-952-0110
東温市	危機管理課	089-964-4483	松山南	089-958-0110
(休日・夜間)	宿日直	089-964-2001		
砥部町	介護福祉課 (地域包括支援センター)	089-962-6118		
(休日・夜間)	宿日直	089-962-2323		
伊予市	長寿介護課	089-982-1111	伊予	089-982-0110
(休日・夜間)	宿直	089-982-1111		
松前町	健康課 (地域包括支援センター)	089-985-4205		
(休日・夜間)	宿直	089-985-2111		
久万高原町	保健福祉課 (地域包括支援センター)	0892-50-0230	久万高原	0892-21-0110
(休日・夜間)				

県警本部	生活安全企画課	089-934-0110
(休日・夜間)	本部総合当直対応	089-934-0110

県	長寿介護課	089-912-2431
(休日・夜間)	守衛対応	089-941-2111

担当職員は開庁時間に対応します



<南予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
内子町	総務課危機管理班	0893-44-6150	大洲	0893-25-1111
(休日・夜間)	宿直	0893-44-2111		
大洲市	高齢福祉課	0893-24-1714		
(休日・夜間)	宿直	0893-24-2111		
西予市	長寿介護課	0894-62-6406	西予	0894-62-0110
(休日・夜間)	宿日直	0894-62-1111		
八幡浜市	保健センター (地域包括支援センター)	0894-24-3918	八幡浜	0894-22-0110
(休日・夜間)	宿直	0894-22-3111		
伊方町	総務課	0894-38-2655		
(休日・夜間)	宿直	0894-38-0211		
宇和島市	高齢者福祉課 (地域包括支援センター)	0895-24-1111	宇和島	0895-22-0110
(休日・夜間)	宿日直	0895-24-1111		
松野町	保健福祉課 (地域包括支援センター)	0895-42-0708		
(休日・夜間)	宿日直	0895-42-1111		
鬼北町	総務財政課	0895-45-1111		
(休日・夜間)				
愛南町	地域包括支援センター	0895-72-7325	愛南	0895-72-0110
(休日・夜間)	宿日直	0895-72-1211		

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
(愛媛県松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2431)

第一版 平成27年4月1日
第二版 平成30年5月22日